（管理課の所掌事務）

第二百五十四条の十二　支部に置かれる管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　機密に関すること。

二　支部の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三　支部長の官印及び支部印の保管に関すること。

四　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

五　支部の保有する情報の公開に関すること。

六　支部の保有する個人情報の保護に関すること。

七　支部の所掌事務に関する総合調整に関すること。

八　支部の行政の考査に関すること。

九　広報に関すること。

十　支部の機構及び定員に関すること。

十一　支部の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

十二　支部所属の行政財産及び物品の管理に関すること。

十三　支部の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

十四　支部の情報システムの整備及び管理に関すること。

十五　前各号に掲げるもののほか、支部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（保安課の所掌事務）

第二百五十四条の十三　支部に置かれる保安課は、火薬類の取締り、高圧ガスの保安その他の所掌に係る保安の確保に関する事務をつかさどる（他課の所掌に属するものを除く。）。

（電力安全課の所掌事務）

第二百五十四条の十四　支部に置かれる電力安全課は、電力設備に係る保安の確保に関する事務をつかさどる。

（鉱山保安課の所掌事務）

第二百五十四条の十五　支部に置かれる鉱山保安課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　鉱山における保安に関すること（関東東北産業保安監督部東北支部に置かれる鉱山保安課にあっては、鉱害防止課の所掌に属するものを除く。）。

二　地方鉱山保安協議会に関すること。

（鉱害防止課の所掌事務）

第二百五十四条の十六　関東東北産業保安監督部東北支部に置かれる鉱害防止課は、鉱山における鉱害の防止に関する事務をつかさどる。

（産業保安監督署の名称、位置、管轄区域及び所掌事務）

第二百五十四条の十七　産業保安監督署の名称及び位置は次のとおりとし、その管轄区域は経済産業大臣の承認を受けて北海道産業保安監督部長又は中部近畿産業保安監督部長が定める。

名称	位置
北海道産業保安監督部釧路産業保安監督署	釧路市
中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署	富山市

2　北海道産業保安監督部釧路産業保安監督署は、北海道産業保安監督部の所掌事務のうち、石炭鉱業及び亜炭鉱業に係る鉱山における保安に関する事務の一部を分掌する。

3　中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署は、中部近畿産業保安監督部の所掌事務のうち、電力及びガスの保安に関する事務の一部を分掌する。

（産業保安監督管理官）

第二百五十四条の十八　関東東北産業保安監督部、中部近畿産業保安監督部及び中国四国産業保安監督部に産業保安監督管理官それぞれ二人、北海道産業保安監督部及び九州産業保安監督部に産業保安監督管理官それぞれ一人を置く。

2　産業保安監督管理官は、命を受けて、産業保安の監督に関する重要事項を処理する。

（企画調整官）

第二百五十四条の十九　関東東北産業保安監督部に企画調整官二人、北海道産業保安監督部及び九州産業保安監督部に企画調整官それぞれ一人を置く。

2　企画調整官は、命を受けて、産業保安（鉱山における保安を除く。）の確保に関する特定事項の企画及び立案に参画する。

（統括鉱務監督官）

第二百五十四条の二十　北海道産業保安監督部、関東東北産業保安監督部及び九州産業保安監督部並びに関東東北産業保安監督部東北支部、中部近畿産業保安監督部近畿支部及び中国四国産業保安監督部四国支部に置かれる鉱山保安課並びに九州産業保安監督部に置かれる鉱害防止課に、統括鉱務監督官それぞれ一人を置く。

2　北海道産業保安監督部、関東東北産業保安監督部及び九州産業保安監督部並びに関東東北産業保安監督部東北支部に置かれる鉱山保安課に置かれる統括鉱務監督官は、命を受けて、鉱山保安課の所掌事務のうち、石油鉱業に係る鉱山における保安に関する事務の一部を分掌する。

3　中部近畿産業保安監督部近畿支部及び中国四国産業保安監督部四国支部に置かれる鉱山保安課に置かれる統括鉱務監督官は、命を受けて、鉱山保安課の所掌事務のうち、鉱害防止に関する事務の一部を分掌する。

4　九州産業保安監督部に置かれる鉱害防止課に置かれる統括鉱務監督官は、命を受けて、鉱害防止課の所掌事務のうち、石炭鉱害防止に関する事務の一部を分掌する。

第二章第一節第二款の款名及び同款第一目から第四目までの目名を削る。

「**第一款**　内部部局
第一目　長官官房」を削り、第二章第一節中第二百五十五条の前に次の款名を付する。

第一款　長官官房

「**第二目**　省エネルギー・新エネルギー部」を削り、第二百五十五条の次に次の款名を付する。

第二款　省エネルギー・新エネルギー部

「**第三目**　資源・燃料部」を削り、第二百五十五条の二の次に次の款名を付する。

第三款　資源・燃料部

「**第四目**　電力・ガス事業部」を削り、第二百五十六条の次に次の款名を付する。

第四款　電力・ガス事業部

第二百六十一条から第三百四条までを次のように改める。

第二百六十一条から第三百四条まで　削除

第三百五十二条中「各経済産業局長」の下に「、産業保安監督部長」を加え、「（資源エネルギー庁を除く。）」及び「定め、資源エネルギー庁の内部部局にあっては資源エネルギー庁長官が定め、原子力安全・保安院（産業保安監督部を除く。）にあっては原子力安全・保安院長が定め、産業保安監督部にあっては各産業保安監督部長が原子力安全・保安院長の承認を受けて」を削る。

（経済産業省定員規則の一部改正）

第二十五条　経済産業省定員規則（平成十三年経済産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「四、一九四人」を「四、六〇一人」に改め、同表資源エネルギー庁の項中「一、二四一人」を「四七一人」に改め、同表合計の項中「八、五一九人」を「八、一五六人」に改める。

（輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部改正）

第二十六条　輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成十三年経済産業省令第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第四号中「第二条第七項」を「第二条第八項」に改め、同表第五号中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。